

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成24年12月21日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「公務員法上の懲戒処分を行うのに際して、平成23年4月1日以降に取得・作成した被処分者に関する一切の情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成25年7月8日、実施機関は、本件開示請求の一部について、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

ア

- （ア）警察職員による道路交通法違反事案の処分について（伺）
- （イ）懲戒審査通知書・回答書
- （ウ）懲戒審査要求書
- （エ）警察職員による自動車運転過失傷害及び道路交通法違反事案の懲戒審査委員会及び公安委員会説明資料の作成について（伺）
- （オ）勧告書
- （カ）懲戒処分書及び処分説明書の交付等について（伺）

イ

- （ア）警察職員による保険金詐欺未遂事案の処分について（伺）
- （イ）懲戒審査通知書・回答書
- （ウ）懲戒審査要求書
- （エ）警察職員による詐欺未遂事案の懲戒審査委員会及び公安委員会説明資料の作成について（伺）
- （オ）勧告書
- （カ）懲戒処分書及び処分説明書の交付等について（伺）

ウ

- （ア）警察職員による地方公務員法違反事案の処分について（伺）
- （イ）懲戒審査通知書・回答書

- (ウ) 懲戒審査要求書
- (エ) 警察職員による地方公務員法違反事案の懲戒審査委員会及び公安委員会説明資料の作成について（伺）
- (オ) 勧告書
- (カ) 地方公務員法（秘密を守る義務）違反事案の処分実施について（伺い）

エ

- (ア) 警察職員による盗撮事案の処分について（伺）
- (イ) 懲戒審査通知書・回答書
- (ウ) 懲戒審査要求書
- (エ) 警察職員による盗撮事案の懲戒審査委員会及び公安委員会の資料作成について（伺）
- (オ) 勧告書
- (カ) 懲戒処分書及び処分説明書の交付等について（伺）

(2) 開示しない部分

- ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影
- イ 当該職員及び関係職員の人定事項（印影等を含む）及び身上事項の一部、被害者その他関係者の人定事項、身上調査書の一部、事案の端緒及び内容の一部、処分理由の一部
- ウ 処分量定の一部
- エ 当該職員の申立て内容、事情聴取内容

(3) 開示しない理由

ア (2) のア

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。

イ (2) のイ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

ウ (2) のウ

条例第7条第6号に該当

審議・検討を要する未確定の情報であり、開示することにより意思決定の中立性が損なわれるなど、将来における同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

エ (2) のエ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益

を害するおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

被処分者の具体的な行動や申述内容等、個人の機微にわたる情報が記載されており、開示することにより、公表されることを懸念して詳細かつ率直な申述をちゅうちょするなど、正確な事実関係の把握等が困難になり、今後の監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年7月31日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、奈良県情報公開条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして非開示とした部分のうち、当該各号に該当しない部分を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は審査請求の対象となっていない。

4 諮問

平成25年8月14日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

奈良県情報公開条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして非開示とした部分のうち、当該各号に該当しない部分を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

開示された情報の中には、頁の全体を非開示としているものが相当数見受けられることなどから、非開示とした部分には、特定の個人を識別できないもの、個人の権利利益を害するおそれがないものや事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものなど本来開示すべき情報が含まれている可能性がある。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示とした理由について

(1) 身上調査書の一部を開示しない理由の追加について

平成25年7月8日付け監第366号で審査請求人に通知した行政文書一部開示決定通知書の別紙2「開示しない部分とその理由」において、身上調査書の一部を

条例第7条第2号に該当すると説明しているが、記載内容を再検討した結果、当該文中の4勤務状態及び成績の良否、5平素の行状、7その他処分を加重又は軽減すべき事情、8処分に対する意見については、被処分者に対する人事評価や処分に対する所属長の意見であり、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあることから、条例第7条第6号にも該当すると認められるので本書面において不開示とした理由を追加する。

(2) 審査請求の趣旨に係る理由説明の省略について

審査請求人の審査請求の趣旨は、「奈良県情報公開条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして非開示とした部分のうち、当該各号に該当しない部分を開示するとの裁決を求める。」であり、その理由が、「開示された情報の中には、頁の全体を非開示としているものが相当数見受けられることなどから、非開示とした部分には、特定の個人を識別できないもの、個人の権利利益を害するおそれがないものや事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものなど本来開示すべき情報が含まれている可能性がある。」ということであるので、対象文書の中で個人情報等が、記載されていることが明白な部分については、不開示とした理由説明を省略することとする。

(3) 職員の懲戒手続きについて

地方公務員法（昭和25年12月法律第261号）第29条第1項では、職員が法令等の規定に違反するなどした場合、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができると定められている。また、同条第4項では、職員の懲戒の方法及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならないとされている。

当該規定を受け、奈良県では職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（昭和26年8月奈良県条例第47号）及び同施行規則（平成18年3月奈良県人事委員会規則第20号）を、奈良県警察においても奈良県警察職員懲戒等取扱規程（昭和29年9月奈良県警察本部訓令第18号。以下「懲戒規程」という。）を定め、手続きを行っている。

懲戒規程第5条では、所属長の責務として、所属の職員に規律違反があるとき、または所属の職員の規律違反について申告があったときは、直ちに事案を調査し、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、申立書に証拠（1本人の聴取書又は始末書。ただし、本人が供述または始末書の提出を拒んだときは、事実調査書、2関係人の聴取書または陳述書、3申告に係るものについては、その申告書類、4その他の証拠）および身上調査書を添えて、本部長に申し立てなければならないとされている。

また、同第6条では、監察事務の担当者は、職員に規律違反があるとき、または職員の規律違反について申告があったときは、直ちに事実を調査し、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、本部長に申し立てなければならないと規定されている。

さらに、懲戒等の事案処理の適正を期することを目的に、同第7条として本部長の要求に基づき、職員の規律違反の事案を審査する奈良県警察職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、委員長から本部長に勧告することとされており、本部長はこの勧告を受けて懲戒処分等の内容を決定しているものである。

(4) 本件対象文書について

これらの規定に基づき、本部長に対して職員の規律違反の申告がなされれば、本部長は主管課である監察課に事実関係の調査を下命し、「懲戒処分の指針」（平成21年3月26日付け警察庁丙人発第83号）や過去の事例、調査結果等に照らし、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、懲戒規程にのっとり委員会に審査を要求することとなる。

委員会では、事実関係の調査結果及び事案の態様や軽重、社会的反響等を考慮した上で、当県や他府県で過去に発生した同種事案の処分事例も参考に、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定して本部長に勧告し、勧告を受けた本部長が判断をして処分を決定している。本件対象文書は、この手続きに基づいて作成されたものである。

実施機関において、開示請求のあった行政文書を検索したところ、行政文書開示請求書に記載された対象期間中には13件の懲戒処分が行われており、対象文書の枚数が多い上、開示、不開示の判断に慎重な審査を必要とすることなどから複数回に分けて開示決定を行うこととした、今回審査請求の対象となったのは、2度目の開示決定を行った4件の懲戒処分事案の処理に関する行政文書である。

なお、本件対象文書における、1の(2)で説明した個人情報等が記載されていることが明白な部分以外の不開示部分については、聴取書、始末書及び身上調査書が該当する。

(5) 聴取書、始末書及び身上調査書について

ア 聴取書

聴取書は、懲戒規程第5条第1号の規定に基づき、規律違反者や関係人等から事情聴取した内容を記した文書である。

監察課が行う職員の非違事案に係る調査は、犯罪の捜査としてではなく、あくまで任意で情報の提供を受けることを基本としている。また、調査事実の客観性を保つために、規律違反者はもとより、非違事案の態様により関係職員、被害者等から具体的な事実関係を聴取することとしている。

イ 始末書

始末書は、懲戒規程第5条第1号の規定に基づき、規律違反者が所属長に宛てて提出する文書で、懲戒処分等を行うに当たり必要となる非違事案の具体的な状況を知る手段として、また本人に反省を促すことを目的として、事実をありのままに記載するように求めた上で、規律違反者が任意に作成するものである。

ウ 身上調査書

身上調査書は、懲戒規程第5条の規定に基づき、規律違反を認知した場合に所属長が本部長宛てに提出する文書である。

本文書には、規律違反者の階級、氏名、採用年月日、俸給、既往の懲戒処分等の経歴、勤務状態及び成績、平素の行状、部内又は社会の反響、処分を加重又は軽減すべき事情、処分に対する意見等が記載されている。

(6) 条例第7条各号該当性について

ア 聴取書及び始末書

懲戒権者が処分を行うには、関係者等から事実調査を行い、判明した事実から処分対象となる事実を抽出し、非違事案の背景である、当該行為の原因、動機、態様、結果のほか、過去の処分歴、社会的な影響、当県や他府県で過去に発生した同種事案の処分結果等を総合して、その裁量権に基づき決定することとなる。

聴取書及び始末書は、処分を実施する際にその根幹となる文書であり、懲戒権者が処分を行うに当たって、必要となる情報を詳細かつ正確に記録する必要があることから、被処分者に対して、処分に際して必要となる範囲以外の情報は一切公表しないので事実をありのままに申述するよう求めた上で作成されたものである。

本文書には被処分者の具体的な行動や心情、家庭状況等、私生活に密接に関連した情報が記載されており、特定の個人を識別できる部分を除いたとしても、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当すると認められることから不開示とした。

さらに、筆跡は一人ひとり特徴が相違するものであり、本人が記載した他の文書と対照することにより、容易に個人を特定し得ることから、被処分者の自筆による部分については、標題も含め全て個人情報として開示しないこととしたものである。

次に、これらにより得た情報が開示されることになると、聴取した内容が公開されることを前提として、事情聴取を行わなければならないことになり、その結果、懲戒処分を行うに当たり必要とされる具体的、客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがある。また、被処分者が供述内容を公開されることを懸念し、結果として十分な弁明を行うことができなくなる事態も想定されるほか、これらの文書が公開されることを前提にするならば、担当者は詳細な記述をすることが困難になり、もって懲戒権者は処分の判断に必要な情報が得られなくなることになる。

また、非違事案が発生するに至った背景を分析して、同様の事案の再発防止を図ることも監察業務の大きな目的の一つである。つまり、被処分者から聴取した内容を細かく分析、検討して原因を究明し、問題点を今後の業務の改善や職員の指導、教養に生かしていくことが、非違事案の絶無を期すために欠かせない作業となる。そのためには、事実や心情等をありのままに話してもらう必要があり、被処分者が供述内容が公表されることを懸念して詳細かつ率直な申述をちゅうちょすることになると、当該事務の遂行に大きな支障を及ぼすおそれがある。

これらのことは条例第7条第6号に該当すると認められることから不開示としたものである。

なお、判例によれば、「事実関係等に関する調査結果ないしその要旨は、本人及び関係者からの事情聴取を中心とする調査によって得られた情報に基づいて構成されているものであって、かかる調査結果ないし、その要旨を開示すれば、たとえ、だれがいかなる供述をしたかを明らかにしなくとも、その聴取内容等が秘密にされるとの前提で事情聴取に応じた本人及び関係者の信頼を裏切ることになるといわざるを得ない。」とし、さらに「事実関係等に関する調査結果又はその要旨は、職員の身分取扱いに関する情報であって、開示すると将来の同種の処分関係事務の公正又は円滑な執行に支障が生じるおそれがあり、また、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められる。」（東京地裁判決 平成10年11月12日 平成9年（行ウ）219号 公文書非開示決定取消請求事件。以下「東

京地裁判決」という。)と示されている。

イ 身上調査書

身上調査書の記載事項のうち、規律違反者の氏名、採用年月日、俸給は、明らかに特定の個人を識別することができる又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

次に、勤務状態及び成績、平素の行状、処分を加重又は軽減すべき事情及び処分に対する意見は、被処分者の勤務状況や評価、経歴、調査結果に基づく調査者の判断や意見等、個人の資質、名誉に関わる当該職員固有の情報であり、条例第7条第2号に該当する。

また、これらの情報を開示することにより、今後関係職員に配慮した偏向的な勤務評価がなされたり、規律違反に係る意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあり、条例第7条第6号にも該当すると認められることから不開示とした。

ウ 条例第7条第2号ただし書きの該当性について

条例第7条第2号ただし書きウでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職遂行の内容に係る部分」については本号本文に該当しないとされている。

つまり、公務員等についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要があるが、県の諸活動を説明する責任が全うされるようにするという観点から、どのような地位、立場にある者がどのように職務を遂行しているかについては、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととしているものである。

しかし、処分を受けた職員にとって懲戒処分は、たとえ公務員であっても個人の私的な情報であり、当該職員の私生活等に影響を及ぼし、その権利利益を害するおそれが高い。

この点につき、東京地裁判決は公務員の個人情報について「公務員の公務に関連した情報であっても、勤務態度、勤務成績、処分歴等、個人の資質、名誉にかかわる当該公務員固有の情報であって、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものは、公務員の個人に関する情報としてみだりに公開されるべきではない。」と示しており、当該情報を公にすることによって当該職員個人の権利利益を害するおそれが高いことから、条例第7条第2号ただし書きウには該当しないと判断する。

また、文書の内容や性質上同号ただし書きイにも該当しない。

ただし、警察庁が示した「懲戒処分の発表の指針」（平成16年4月15日付け警察庁丙人発第152号）では、「職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分」、「私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分」及び「行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職務等を勘案し、国民の信頼を確保するために発表することが適当であると認められる懲戒処分」については、事案の概要、処分の年月日及び内容について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに発表するものとされていることから、これらの情報については、同号ただし書きアに該当すると判断し、処分を受けた職員、被害者、関

係者等のプライバシー、その他の権利利益を保護するために必要な配慮を行った上で開示することとした。

(7) 条例第8条第2項該当性について

ア 解釈

条例第8条第2項については、開示請求に係る行政文書に個人識別情報（不開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定められたものである。

奈良県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月30日制定）によると、その解釈、運用は次のとおりである。

(ア) 個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

しかし、個人識別情報については、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じない場合があり、このような場合には、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

なお、「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第7条第2号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

(イ) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなることにより、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものについては、部分開示の規定を適用することとしている。

ただし、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

(ウ) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」とは、第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は個人の権利利益を害するおそれがない限り、条例第7条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことを規定したものである。

なお、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区別して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。

イ 該当性

(5) ア、イに記載の聴取書や始末書はその作成者が聴取者であるか被処分者本人であるかの違いだけであり、その内容は身上事項、事案の概要、被処分者が違反行為に至った原因、動機や具体的な状況、現在の精神状態や反省の弁などの情状等、懲戒処分等を行うに当たり必要となる非違事案の具体的な情報を得る手段として作成されるものである。

これらの文書は仮に個人識別性のある所属名や氏名などの部分を除いたとしても、懲戒処分の原因となった事案に至った原因や動機、反省など、偽らざる心情を記載したものであり、上記アの(イ)のただし書きにいう個人の人格と密接に関連した情報であり、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものに該当する。

また、身上調査書についても、その記載内容は(5)のウに記載のとおりであり、このうち被処分者の氏名、採用年月日、俸給など個人識別性のある部分を除いたとしても、勤務状態及び成績、平素の行状等、その他の情報は上記アの(イ)のただし書きにいう個人の人格と密接に関連した情報であり、開示することが不相当であると認められるものに該当する。

ただし、部内又は社会の反響については既に開示されている懲戒処分等の理由と同等の記載がされており、被処分者以外の個人情報に記載されている部分を除き開示したものである。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が相当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関では、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例、同施行規則及び奈良県警察職員懲戒等取扱規程に基づき懲戒処分に関する手続きを行っている。

本件行政文書は実施機関が平成23年5月から同年10月までの間に行った懲戒処分について、その手続きに当たり作成又は取得した文書である。

これらの文書には、懲戒処分を受けた職員（以下「被処分者」という。）の情報として所属、氏名、家族、生年月日、事情聴取に対する発言内容等が、懲戒処分の原因となった非違行為に関する情報として事案の概要、被害の状況、被害者の氏名等が記載されている他、懲戒処分に係る量定に関する情報が記載されている。

3 本件決定の妥当性について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影、被処分者及び関係職員の人定事項（印影等を含む）及び身上事項の一部、被害者その他関係者の人定事項、事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部について条例第7条第2号に、当該職員の申立て内容、事情聴取内容、身上調査書の一部について条例第7条第2号及び同条第6号に、処分量定の一部について条例第7条第6号に該当すると主張している。

(1) 条例第7条第2号及び同条第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(2) 不開示情報該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされているとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

- イ 被処分者及び関係職員の人定事項（印影等を含む）及び身上事項の一部、被害者その他関係者の人定事項、事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部について

諮問実施機関は、被処分者及び関係職員の所属、氏名、生年月日、年齢、経歴、家族関係、印影及び指紋（以下「本件職員等情報」という。）、及び身上調査書の一部並びに被害者及び事案関係者の氏名、生年月日、年齢、住所、勤務先（以下「本件被害者等情報」という。）及び事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部について、条例第7条第2号に該当する旨、主張しているため、以下検討する。

- (ア) 本件職員等情報及び本件被害者等情報について

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

一般に、懲戒処分に至った事案については、報道機関にその概要が公表されるものと考えられる。

この点について、当審査会が事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、懲戒処分の公表については、警察庁が示した「懲戒処分の発表の指針」において、事案の性質に応じ、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、懲戒処分を科した後速やかに行うものとされているが、この場合であっても処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要な配慮を行うこととされており、本件職員等情報及び本件被害者等情報について、公表した事実はないとのことであった。

実施機関の懲戒処分事案においては、その性質上、被処分者、関係職員、被害者及び事案関係者のプライバシーを侵害することのないよう、特に配慮が必要であると考えられることから、本件職員等情報及び本件被害者等情報について公表

した事実はないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件職員等情報及び本件被害者等情報は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認められず、法令等で公にすることが義務づけられている情報ではないと認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件職員等情報及び本件被害者等情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(イ) 身上調査書の一部について

本件決定において不開示とされている身上調査書の一部は、被処分者の氏名、採用年月日、号給、給与額、既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由、勤務状態及び成績の良否、平素の行状、その他処分を加重又は軽減すべき事情、処分に対する意見及び被処分者の所属が分かる記述である。

諮問実施機関は、身上調査書の一部について、条例第7条第2号及び第6号に該当すると主張しているので、以下検討する。

身上調査書は、規律違反を認知した際、所属長が本部長宛に提出する文書であり、懲戒処分を行うことの適否や量定を検討する上での基本的な情報であって、全体として、特定の職員の人事管理上の情報である。

したがって、身上調査書の一部は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

同号ただし書アについて、身上調査書は、実施機関が職員の人事管理上必要なものとして保有しているものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないと考えるのが相当であることから、身上調査書の一部は、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、身上調査書の一部は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

(ウ) 事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部

条例第7条第2号本文には、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む旨規定されているが、ここでいう「他の情報」については、開示請求の請求主体に何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、個人情報の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するのが相当である。

本件事案は、被害者が発生した事件又は事故（以下「本件事件等」という。）に係る情報であるため、「他の情報」には、本件事件等の目撃者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

そして、本件決定において不開示とした、処分理由の一部及び被害の状況については、本件事件等に係る被害者に関する情報であるため、本件事件等を目撃した者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合すること

により、被害者の情報を新たに了知することも考えられる。

したがって、処分理由の一部及び被害者の状況については、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当すると認められ、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

ウ 事情聴取内容及び申し立て内容について

諮問実施機関は、事情聴取内容及び申し立て内容について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

実施機関は、懲戒処分の検討に当たり、原因事案の内容等を把握するため、実施機関が処分対象者や被害者等（以下「処分対象者等」という。）に対し事情聴取を行い、その結果を記載した聴取記録を作成する。また、処分対象者等は、自らが実施機関に対して事案の概要等を申し出るために、当該事案を起こした動機、具体的な発生状況及び被害の状況等を記載した始末書を提出することができる。

本件決定において不開示とした事情聴取内容は、聴取記録に記載された情報であり、申し立て内容は始末書に記載された内容である。

これらはいずれも、実施機関が懲戒処分を検討するにあたり、作成又は取得した文書であって、記載された情報は全て、実施機関の事務に関するものであるため、条例第7条第6号前段に該当する。

諮問実施機関は、懲戒処分に係る事実調査は、犯罪捜査としてではなく、任意で行われたものであり、当該聴取内容を公にした場合、聴取した内容が公開されることを前提に事情聴取が行われることになり、その結果、懲戒処分を行うに当たり必要とされる詳細な情報が十分に得られなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

一般に、非違行為を行った者に対する事情聴取を行う際、非違行為を行った者が述べた事実等について、公開されることが前提となれば、事情聴取の対象者が、自身の申述内容が公になることを懸念して正直に申述することをちゅうちょするおそれがあると考えるのが相当である。そうすると、事情聴取内容及び申し立て内容を公にすることにより、懲戒処分の判断に必要な情報が得られなくなるなど、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性が認められる。

これらのことから、事情聴取内容及び申し立て内容は、公にすることにより、今後行われる同種の事情聴取に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

以上のことから、事情聴取内容及び申し立て内容は、条例第7条第6号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

エ 処分量定の一部について

諮問実施機関は、処分量定の一部について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

実施機関における懲戒処分の検討の過程について、当審査会が事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、懲戒処分については、警察職員懲戒審査委員会に処分案を図り、処分量定を決定しているが、警察職員懲戒審査委員会に付議する処分

案を作成するために、警察庁に処分事案の概要等を送付し、処分量定等について意見を聴取しているとのことであった。

そして、実施機関が本件決定において不開示としている「処分量定の一部」は、実施機関が警察庁に対して協議を行う、処分予定事案に係る処分量定案（以下「本件処分量定案」という。）である。

したがって、本件処分量定案は、警察庁に対する協議案に記載された情報であって、実施機関の事務に関する情報であると認められるため、条例第7条第6号前段に該当する。

諮問実施機関は、本件処分量定案を開示することにより意思決定の中立性が損なわれるなど、将来における同種の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがある旨説明している。

また、当該意思決定の中立性が損なわれる具体的な原因について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件処分量定案を開示することにより、懲戒処分の原因となった事案に係る懲戒処分を予定されている者及び当該事案の被害者並びにこれらの者の関係者（以下「懲戒処分事案の関係者等」という。）が、過去の量定案から自らが希望する量定案を探索し、懲戒処分の量定案の作成を担当する職員に対し、当該量定案に相当する処分を強く求めるおそれがあるとのことであった。

先に述べたとおり、処分量定案については、警察職員懲戒審査委員会に付議する処分案を作成するために、警察庁に意見を聴取するものであって、懲戒処分における量定検討手続の初期段階にある文書であると認められる。

また、懲戒処分の手続きについては、その決定プロセスの公平性を確保するため、できる限り公にすることが必要である一方で、懲戒処分に係る事案の性質を考慮した場合、懲戒処分事案の関係者等が、今後行われる当該事案の懲戒処分の程度について、自らが希望する量定案を要求するため、過去の事案の量定案の中から自らの主張に合う量定案を探索し、処分の軽重について、著しく強い要望に至ることは十分想定されるところである。

そして、懲戒処分の決定プロセスの透明性を確保することの重要性を考慮したとしても、量定決定手続の初期段階の情報である処分量定案を公にすることによって、量定案を作成する職員等に対して、直接著しく強い要望等が行われ、適正な処分量定案の作成に係る事務に及ぼす支障は、看過し難い程度のものであると考えるのが相当である。

これらのことから、本件処分量定案は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

以上のことから、本件処分量定案は、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙1のとおりである。

(別紙1)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成25年 8月14日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成25年 9月 6日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
令和 2年10月29日 (第246回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年11月20日 (第247回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年12月28日 (第248回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 1月29日 (第249回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 2月26日 (第250回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 3年 3月22日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	